

1 当行グループの事業の概況

当上半期のわが国経済は、いわゆるアベノミクスと呼ばれる政府の経済対策への期待感や日銀の金融緩和策などを背景に、緩やかに回復してきましたが、一方で、アメリカの金融政策の動向や新興国経済の減速懸念などの海外景気の下振れリスクが依然として残っており、先行き不透明な状況が続いています。

このような経済情勢のなか、長期金利の指標となる10年物国債利回りは、異次元の金融緩和を受けて、4月に過去最低となる0.315%まで低下したものの、その後上昇し、中間期末は0.6%台となりました。円相場は、5月中旬に対米ドルで103円台まで円安が進行しましたが、アメリカの量的緩和策の早期縮小懸念の台頭により円高に転じ、中間期末は97円台となりました。日経平均株価は、アベノミクスに対する期待感や円安による輸出企業の業績回復期待などから、5月には1万6千円近辺まで上昇しましたが、その後は伸び悩み、中間期末は1万4千円台となりました。

当行の主要営業基盤である九州経済につきましては、経済対策の効果や円安による交易条件の改善などの影響を受け、全体的に持ち直しの動きが見られるようになりました。

このような環境のなか、当行は、グループ一体となり、専門性の高いサービスの提供とお客さまの利便性の向上に努めてまいりました結果、平成25年9月期の業績は次のようになりました。

[預金・譲渡性預金]

預金・譲渡性預金につきましては、積極的な預金吸収に努めました結果、当中間期において1,279億円増加し、9月末残高は6兆9,502億円となりました。

[貸出金]

貸出金につきましては、地域のお客さまの様々な資金ニーズにお応えしてまいりました結果、当中間期において821億円増加し、9月末残高は5兆6,673億円となりました。

[有価証券]

有価証券につきましては、当中間期において228億円減少し、9月末残高は1兆6,947億円となりました。

[損益状況]

経常収益は、前年同期比7億53百万円増加し、816億16百万円となりました。一方、経常費用は、前年同期比79億57百万円減少し、551億98百万円となりました。この結果、経常利益は264億18百万円、中間純利益は154億1百万円となりました。

2 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	平成23年中間期	平成24年中間期	平成25年中間期	平成23年度	平成24年度
連結経常収益	85,080	80,863	81,616	164,468	156,212
連結経常利益	24,211	17,706	26,418	42,013	38,260
連結中間(当期)純利益	11,842	9,707	15,401	17,972	18,436
連結(中間)包括利益	14,995	9,162	16,885	29,876	44,646
連結純資産額	360,987	380,163	423,847	373,541	409,320
連結総資産額	7,442,882	7,564,232	7,853,410	7,670,937	7,774,565
自己資本比率	4.47%	4.64%	5.06%	4.50%	4.94%
連結自己資本比率 (国内基準)	10.62%	10.53%	10.27%	10.67%	10.29%

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で算出してしております。
 3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は、国内基準を採用しております。

3 中間連結財務諸表

平成24年9月期及び平成25年9月期の中間連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

中間連結貸借対照表

■ 資産の部

(単位：百万円)

	平成24年9月末	平成25年9月末
現金預け金 [注記7]	285,647	279,042
コールローン及び買入手形	324	181
買入金銭債権 [注記7]	26,532	27,922
特定取引資産	1,378	1,030
金銭の信託	2,999	1,997
有価証券 [注記1、7、13]	1,588,521	1,694,780
貸出金 [注記2～6、8]	5,437,096	5,667,395
外国為替 [注記6]	4,488	3,815
その他の資産 [注記7]	45,033	47,433
有形固定資産 [注記9、10]	118,195	115,565
無形固定資産	3,346	9,232
繰延税金資産	39,745	12,113
支払承諾見返	50,143	31,651
貸倒引当金	△ 38,600	△ 38,133
投資損失引当金	△ 617	△ 618
資産の部合計	7,564,232	7,853,410

■ 負債及び純資産の部

(単位：百万円)

	平成24年9月末	平成25年9月末
預渡性預金 [注記7]	6,574,764	6,674,201
コールマネー及び売渡手形	232,431	276,000
債券貸借取引受入担保金 [注記7]	68,920	90,907
借入金 [注記7、11]	40,419	23,083
借入金 [注記7、11]	57,567	141,305
外国為替 [注記12]	64	116
社債 [注記12]	73,300	73,300
その他の負債	51,243	89,825
退職給付引当金	10,788	6,235
役員退職慰労引当金	135	145
睡眠預金払戻損失引当金	2,287	2,233
偶発損失引当金	2,703	1,653
特別法上の引当金	0	1
再評価に係る繰延税金負債 [注記9]	19,300	18,901
支払承諾	50,143	31,651
負債の部合計	7,184,069	7,429,562
資本	85,745	85,745
資本剰余金	90,301	90,301
利益剰余金	136,396	157,180
自己株式	△ 668	△ 681
(株主資本合計)	(311,774)	(332,545)
その他の有価証券評価差額金	9,524	35,915
繰延ヘッジ	△ 0	5
土地再評価差額金 [注記9]	30,318	29,689
(その他の包括利益累計額合計)	(39,842)	(65,610)
少数株主持分	28,546	25,692
純資産の部合計	380,163	423,847
負債及び純資産の部合計	7,564,232	7,853,410

(注) 平成25年9月末の注記事項には番号を付し、内容を30～31頁に記載しております。

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成24年9月期	平成25年9月期
経常収益	80,863	81,616
資金運用収益	58,518	58,932
(うち貸出金利息)	(48,583)	(46,112)
(うち有価証券利息配当金)	(9,455)	(12,280)
役員取引等収益	14,942	15,935
特定取引収益	91	270
その他業務収益	4,817	2,388
その他経常収益	2,492	4,089
経常費用	63,156	55,198
資金調達費用	4,148	3,815
(うち預金利息)	(2,509)	(2,116)
役員取引等費用	4,728	4,991
その他業務費用	146	1,644
営業経費	41,079	42,377
その他経常費用	13,053	2,369
経常利益	17,706	26,418
特別利益	47	182
固定資産処分益	47	182
特別損失	1,026	626
固定資産処分損失	222	265
減損損失	804	360
その他の特別損失	0	0
税金等調整前中間純利益	16,727	25,974
法人税、住民税及び事業税	2,082	2,453
法人税等調整額	3,961	7,093
法人税等合計	6,044	9,546
少数株主損益調整前中間純利益	10,683	16,428
少数株主利益	976	1,026
中間純利益	9,707	15,401

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	平成24年9月期	平成25年9月期
少数株主損益調整前中間純利益	10,683	16,428
その他の包括利益	△ 1,521	457
その他有価証券評価差額金	△ 1,520	452
繰延ヘッジ損益	△ 0	5
持分法適用会社に対する持分相当額	△ 0	△ 0
中間包括利益	9,162	16,885
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	8,199	15,800
少数株主に係る中間包括利益	963	1,084

中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成24年9月期	平成25年9月期
株 主 資 本		
資 本		
当 期 首 残 高	85,745	85,745
当 中 間 期 変 動 額		
当 中 間 期 変 動 額 合 計	—	—
当 中 間 期 末 残 高	85,745	85,745
資 本 剰 余 金		
当 期 首 残 高	90,301	90,301
当 中 間 期 変 動 額		
当 中 間 期 変 動 額 合 計	—	—
当 中 間 期 末 残 高	90,301	90,301
利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	128,247	143,541
当 中 間 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	△ 1,987	△ 1,987
中 間 純 利 益	9,707	15,401
自 己 株 式 の 処 分	△ 3	△ 1
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	432	226
当 中 間 期 変 動 額 合 計	8,148	13,639
当 中 間 期 末 残 高	136,396	157,180
自 己 株 式		
当 期 首 残 高	△ 668	△ 673
当 中 間 期 変 動 額		
自 己 株 式 の 取 得	△ 6	△ 11
自 己 株 式 の 処 分	6	3
当 中 間 期 変 動 額 合 計	△ 0	△ 8
当 中 間 期 末 残 高	△ 668	△ 681
株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	303,625	318,914
当 中 間 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	△ 1,987	△ 1,987
中 間 純 利 益	9,707	15,401
自 己 株 式 の 取 得	△ 6	△ 11
自 己 株 式 の 処 分	2	2
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	432	226
当 中 間 期 変 動 額 合 計	8,148	13,630
当 中 間 期 末 残 高	311,774	332,545

(単位：百万円)

	平成24年9月期	平成25年9月期
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	11,032	35,521
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,507	394
当中間期変動額合計	△ 1,507	394
当中間期末残高	9,524	35,915
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△ 0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 0	5
当中間期変動額合計	△ 0	5
当中間期末残高	△ 0	5
土地再評価差額金		
当期首残高	30,751	29,916
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 432	△ 226
当中間期変動額合計	△ 432	△ 226
当中間期末残高	30,318	29,689
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	41,783	65,437
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,940	173
当中間期変動額合計	△ 1,940	173
当中間期末残高	39,842	65,610
少数株主持分		
当期首残高	28,132	24,968
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	413	723
当中間期変動額合計	413	723
当中間期末残高	28,546	25,692
純資産合計		
当期首残高	373,541	409,320
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 1,987	△ 1,987
中間純利益	9,707	15,401
自己株式の取得	△ 6	△ 11
自己株式の処分	2	2
土地再評価差額金の取崩	432	226
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,527	896
当中間期変動額合計	6,621	14,527
当中間期末残高	380,163	423,847

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成24年9月期	平成25年9月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	16,727	25,974
減価償却費	2,479	3,066
減損損失	804	360
のれん償却額	64	64
持分法による投資損益(△は益)	62	△ 145
貸倒引当金の増減(△)	△ 1,573	△ 821
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△ 401	5
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 62	△ 491
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 16	△ 5
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△ 386	△ 188
偶発損失引当金の増減(△)	196	△ 451
資金運用収益	△ 58,518	△ 58,932
資金調達費用	4,148	3,815
有価証券関係損益(△)	4,996	△ 930
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	0	2
為替差損益(△は益)	△ 263	△ 296
固定資産処分損益(△は益)	174	82
特定取引資産の純増(△)減	△ 102	517
貸出金の純増(△)減	△ 47,209	△ 82,168
預金の純増減(△)	45,245	74,101
譲渡性預金の純増減(△)	96,263	53,866
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	5,099	67,300
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	4,367	△ 1,205
コールローン等の純増(△)減	10,204	△ 266
コールマネー等の純増減(△)	△ 208,957	△ 142,445
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△ 31,741	△ 23,021
外国為替(資産)の純増(△)減	3,177	1,321
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 19	△ 17
資金運用による収入	60,926	61,977
資金調達による支出	△ 4,492	△ 4,771
その他	11,526	26,201
小計	△ 87,278	2,500
法人税等の支払額	△ 1,085	△ 3,322
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 88,363	△ 821
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 145,958	△ 249,598
有価証券の売却による収入	174,129	145,375
有価証券の償還による収入	86,751	136,645
金銭の信託の増加による支出	△ 18	—
金銭の信託の減少による収入	—	1,000
有形固定資産の取得による支出	△ 1,118	△ 1,115
有形固定資産の売却による収入	262	710
無形固定資産の取得による支出	△ 1,651	△ 472
無形固定資産の売却による収入	84	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	112,479	32,545
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△ 15,000	—
配当金の支払額	△ 1,990	△ 1,990
少数株主への配当金の支払額	△ 545	△ 360
自己株式の取得による支出	△ 6	△ 11
自己株式の売却による収入	2	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,540	△ 2,360
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 14	13
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	6,560	29,375
現金及び現金同等物の期首残高	274,659	244,923
現金及び現金同等物の中間期末残高	281,220	274,299

注記事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 8社

会社名	株式会社長崎銀行	株式会社NCBリサーチ&コンサルティング
	NCBビジネスサービス株式会社	九州債権回収株式会社
	Nishi-Nippon City Preferred	西日本シティT証券株式会社
	Capital (Cayman) Limited	西日本信用保証株式会社
	九州カード株式会社	

(2) 非連結子会社 2社

会社名	西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号
	NCB九州6次化応援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名：株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

会社名	西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号
	NCB九州6次化応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

7月14日	1社
9月末日	7社

(2) 7月14日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～60年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,067百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (11) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (12) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (13) リース取引の処理方法
当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (ロ) 内部取引等
デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
- (15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (16) 消費税等の会計処理
当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
- | | |
|-------|--------|
| 株 式 | 527百万円 |
| 出 資 金 | 295百万円 |
- ※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|--------|------------|
| 破綻先債権額 | 3,165百万円 |
| 延滞債権額 | 141,508百万円 |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3カ月以上延滞債権額	62百万円
------------	-------

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- ※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	29,003百万円
-----------	-----------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	173,739百万円
-----	------------

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

27,252百万円	
担保に供している資産は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
現金預け金	54百万円
買入金銭債権	476百万円
有価証券	311,596百万円
計	312,127百万円

- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-------------|------------|
| 預 金 | 19,447百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 23,083百万円 |
| 借入金 | 119,987百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

現金預け金	2百万円
有価証券	96,407百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

- ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	1,611,444百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,588,356百万円

- ※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日
平成10年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|---------|-----------|
| 減価償却累計額 | 72,490百万円 |
|---------|-----------|

- ※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 13,000百万円
- ※12. 社債は、劣後特約付社債であります。
劣後特約付社債 73,300百万円
- ※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 5,239百万円

(中間連結損益計算書関係)
該当ありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
合計	796,732	—	—	796,732	
自己株式					
普通株式	1,696	41	8	1,730 (注)	
合計	1,696	41	8	1,730	

(注) 自己株式の普通株式の増加41千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少8千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,987	2.50	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	1,987	その他 利益剰余金	2.50	平成25年 9月30日	平成25年 12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	279,042百万円
預け金（日銀預け金を除く）	△ 4,743百万円
現金及び現金同等物	274,299百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
- (ア) 有形固定資産
主として電算機等であります。
- (イ) 無形固定資産
ソフトウェアであります。
- ② リース資産の減価償却の方法
中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	4,355	3,422	932
合計	4,355	3,422	932

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額等
- | | |
|-----|--------|
| 1年内 | 202百万円 |
| 1年超 | 729百万円 |
| 合計 | 932百万円 |

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額
- | | |
|----------|--------|
| 支払リース料 | 101百万円 |
| 減価償却費相当額 | 101百万円 |

- ④ 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	368百万円
1年超	1,100百万円
合計	1,469百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	279,042	279,042	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	75,684	79,569	3,884
其他有価証券	1,600,622	1,600,622	—
(3) 貸出金	5,667,395		
貸倒引当金（*1）	△ 35,106		
	5,632,288	5,739,908	107,619
資産計	7,587,637	7,699,142	111,504
(1) 預金	6,674,201	6,675,237	1,036
(2) 譲渡性預金	276,000	276,000	—
(3) コールマネー及び売渡手形	90,907	90,907	—
(4) 借入金	141,305	140,555	△ 750
(5) 社債	73,300	75,490	2,190
負債計	7,255,715	7,258,192	2,477
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	238	238	—
ヘッジ会計が適用されているもの	1,415	1,415	—
デリバティブ取引計	1,653	1,653	—

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- 資産**
- (1) 現金預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格もしくは当行が合理的に算出した価格を時価としております。投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。外国証券は取引金融機関及び金融情報提供会社から提示された価格を時価としております。
自行保証付私募債は将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。
変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割引くことにより算定しております。
当中間連結会計期間の変動利付国債については、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、後記「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

社債の時価は、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は証券会社が公表している価格を時価としております。また、変動金利の社債については、短期間で市場金利を反映し、発行体の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、後記「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	16,030
② 組合出資金 (*3)	2,442
合計	18,473

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について60百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	平成24年9月末			平成25年9月末			
	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が中間連結貸借対照表上額を超えるもの	国債	39,039	41,496	2,456	39,289	41,850	2,561
	地方債	17,783	18,476	693	17,705	18,307	601
	社債	18,740	19,569	828	18,689	19,411	721
	その他	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
小計	75,564	79,542	3,978	75,684	79,569	3,884	
時価が中間連結貸借対照表上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	
合計	75,564	79,542	3,978	75,684	79,569	3,884	

2. 其他有価証券

(単位：百万円)

	平成24年9月末			平成25年9月末			
	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	33,542	20,900	12,641	73,480	44,242	29,238
	債券	1,082,994	1,068,504	14,490	1,069,541	1,058,240	11,301
	国債	438,702	433,243	5,458	497,002	492,576	4,426
	地方債	196,537	194,699	1,837	162,978	161,892	1,086
	社債	447,754	440,560	7,193	409,559	403,771	5,788
	その他	214,584	208,362	6,221	228,877	207,702	21,175
	外国債券	201,720	196,070	5,650	153,331	150,444	2,886
	その他	12,863	12,292	570	75,546	57,257	18,288
小計	1,331,120	1,297,767	33,353	1,371,899	1,310,184	61,715	
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	37,919	51,196	△13,277	17,517	20,755	△3,238
	債券	77,266	77,515	△249	112,866	113,003	△136
	国債	48,049	48,261	△211	40,363	40,433	△70
	地方債	5,071	5,076	△5	10,841	10,845	△3
	社債	24,144	24,176	△31	61,661	61,724	△63
	その他	48,298	53,652	△5,354	98,338	101,576	△3,238
	外国債券	9,511	9,549	△37	91,694	94,199	△2,504
	その他	38,787	44,103	△5,316	6,643	7,377	△733
小計	163,483	182,365	△18,881	228,722	235,335	△6,613	
合計	1,494,604	1,480,132	14,472	1,600,622	1,545,520	55,101	

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外については、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

平成24年9月期における減損処理額は、株式8,619百万円であり、平成25年9月期における減損処理額はありません。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性があると認められるもの以外について実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（単位：百万円）

平成24年9月末			
中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
その他の金銭の信託	1,001	1,001	—

（単位：百万円）

平成25年9月末			
中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
その他の金銭の信託	1,002	1,002	—

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成24年9月末	平成25年9月末
評価差額	14,472	55,101
その他有価証券	14,472	55,101
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	4,861	18,879
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	9,610	36,222
(△)少数株主持分相当額	84	306
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△ 1	—
その他有価証券評価差額金	9,524	35,915

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

（単位：百万円）

平成24年9月末			
取引所	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
金融商品	金利先物 売 建	—	—
	買 建	—	—
	金利オプション 売 建	—	—
	買 建	—	—
店頭	金利先渡契約 売 建	—	—
	買 建	—	—
	受取固定・支払変動	9,328	9,328
	受取変動・支払固定	9,328	9,328
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	—	—
	受取変動・支払変動	—	—
	金利オプション 売 建	—	—
	買 建	—	—
	その他 売 建	—	—
	買 建	—	—
合 計			122

（単位：百万円）

平成25年9月末			
取引所	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
金融商品	金利先物 売 建	—	—
	買 建	—	—
	金利オプション 売 建	—	—
	買 建	—	—
店頭	金利先渡契約 売 建	—	—
	買 建	—	—
	受取固定・支払変動	16,345	16,155
	受取変動・支払固定	16,345	16,155
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	—	—
	受取変動・支払変動	—	—
	金利オプション 売 建	—	—
	買 建	—	—
	その他 売 建	—	—
	買 建	—	—
合 計			119

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

（単位：百万円）

平成24年9月末			
取引所	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
金融商品	通貨先物 売 建	—	—
	買 建	—	—
	通貨オプション 売 建	—	—
	買 建	—	—
店頭	通貨スワップ 160,940	113,368	236
	為替予約 売 建	5,429	—
	買 建	4,000	△ 21
	通貨オプション 売 建	45,308	26,690
	買 建	45,308	26,690
	その他 売 建	—	—
	買 建	—	—
合 計			699

（単位：百万円）

平成25年9月末			
取引所	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
金融商品	通貨先物 売 建	—	—
	買 建	—	—
	通貨オプション 売 建	—	—
	買 建	—	—
店頭	通貨スワップ 131,612	100,989	123
	為替予約 売 建	6,087	—
	買 建	4,676	13
	通貨オプション 売 建	41,582	26,676
	買 建	41,582	26,676
	その他 売 建	—	—
	買 建	—	—
合 計			118

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

（単位：百万円）

平成24年9月末			
原則的処理方法	主なヘッジ対象	契約額等	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ	—	—
	受取固定・支払変動	—	—
	受取変動・支払固定	—	—
	金利先物	—	—
	金利オプション	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	—	—
	受取固定・支払変動	5,500	5,500
	受取変動・支払固定	281,743	261,743
金利オプション	15,000	15,000	—
合 計			

(注) 2

(単位：百万円)

		平成25年9月末		
		主なヘッジ対象	契約額等 のうち1年 超のもの	時 価
原 則 的 処 理 方 法	金 利 ス ワ ッ プ			
	受取固定・支払変動			
	受取変動・支払固定			
	金 利 先 物			
	金 利 オ プ シ ョ ン			
そ の 他				
特 例 処 理 の 金 利 ス ワ ッ プ	金 利 ス ワ ッ プ			
	受取固定・支払変動	貸出金・預金	5,000	5,000
	受取変動・支払固定		275,152	250,152
	金 利 オ プ シ ョ ン		15,000	15,000
合 計				(注) 2

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)の当該貸出金及び預金の時価に含めて記載しております。また、金利オプションの支払プレミアムの残存額は平成24年9月期238百万円、平成25年9月期182百万円であります。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

		平成24年9月末		
		主なヘッジ対象	契約額等 のうち1年 超のもの	時 価
原 則 的 処 理 方 法	通 貨 ス ワ ッ プ			
	為 替 予 約	外貨建の有価証券等	44,909	476
	そ の 他			
合 計				476

(単位：百万円)

		平成25年9月末		
		主なヘッジ対象	契約額等 のうち1年 超のもの	時 価
原 則 的 処 理 方 法	通 貨 ス ワ ッ プ			
	為 替 予 約	外貨建の有価証券等	105,204	1,233
	そ の 他			
合 計				1,233

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。(4) 債券関連取引
該当ありません。(5) 商品関連取引
該当ありません。(6) クレジット・デリバティブ取引
該当ありません。(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。(資産除去債務関係)
当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	825百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5百万円
時の経過による調整額	7百万円
資産除去債務の履行による減少額	12百万円
当中間連結会計期間末残高	826百万円

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

(単位：百万円)

		平成24年9月期				
		銀行業務	その他の業務	計	消去または全社	連 結
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益		75,762	5,100	80,863	—	80,863
(2) セグメント間の内部経常収益		797	3,270	4,068	(4,068)	—
計		76,559	8,371	84,931	(4,068)	80,863
経 常 費 用		61,015	5,673	66,688	(3,532)	63,156
経 常 利 益		15,544	2,697	18,242	(536)	17,706
資 産		7,510,301	76,418	7,586,720	(22,487)	7,564,232

(単位：百万円)

		平成25年9月期				
		銀行業務	その他の業務	計	消去または全社	連 結
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益		75,899	5,716	81,616	—	81,616
(2) セグメント間の内部経常収益		311	3,493	3,804	(3,804)	—
計		76,211	9,209	85,421	(3,804)	81,616
経 常 費 用		52,918	6,047	58,965	(3,767)	55,198
経 常 利 益		23,293	3,162	26,455	(37)	26,418
資 産		7,810,458	77,999	7,888,457	(35,047)	7,853,410

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務……銀行業

(2) その他の業務…事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、債権管理回収業、クレジットカード、金融商品取引業等

2. 所在地別セグメント情報

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、平成24年9月期及び平成25年9月期の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 国際業務経常収益

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、平成24年9月期及び平成25年9月期の国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

(単位：円)

1株当たり純資産額	500.82
-----------	--------

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

(単位：百万円)

純資産の部の合計額	423,847
純資産の部の合計額から控除する金額	25,692
うち少数株主持分	25,692
普通株式に係る中間期末の純資産額	398,155
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の株	795,002千株

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

(単位：百万円)

1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	19.37円
中 間 純 利 益	15,401
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	15,401
普通株式の期中平均株式数	795,022千株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成24年9月末	平成25年9月末
破綻先債権	5,328	3,165
延滞債権	152,249	141,508
3ヵ月以上延滞債権	364	62
貸出条件緩和債権	24,649	29,003
リスク管理債権計	182,590	173,739

5 自己資本の充実の状況

連結自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法を採用しております。

(単位：百万円)

		平成24年9月末	平成25年9月末
基本的項目 (Tier I)	資 本 金 (うち非累積的永久優先株)	85,745	85,745
	新 株 式 申 込 証 拠 金	(—)	(—)
	資 本 剰 余 金	90,301	90,301
	利 益 剰 余 金	136,396	157,180
	自 己 株 式 (△)	668	681
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	社 外 流 出 予 定 額 (△)	1,987	1,987
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
	新 株 予 約 権	—	—
	連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分 (うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券)	28,372 (17,000)	25,294 (17,000)
	営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
	の れ ん 相 当 額 (△)	321	192
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	675	70	
計 A	337,161	355,589	
(うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券) [注1]	(17,000)	(17,000)	
(上記優先出資証券のAに対する割合)	5.04%	4.78%	
補完的項目 (Tier II)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	22,328	21,865
	一 般 貸 倒 引 当 金	23,984	22,830
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等 (うち永久劣後債務) [注2]	63,600 (—)	55,700 (—)
	(うち期限付劣後債務及び期限付優先株) [注3]	(63,600)	(55,700)
	計	109,912	100,396
うち自己資本への算入額 B	109,912	100,396	
控 除 項 目 控 除 項 目 C [注4]	4,386	4,124	
自己資本額 D	442,688	451,860	
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	3,922,231	4,123,272
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	56,133	49,680
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 E	3,978,365	4,172,953
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 G÷8% F	225,363	223,064
	<参考> オペレーショナル・リスク相当額 G	18,029	17,845
計 E+F H	4,203,728	4,396,017	
連結自己資本比率 (国内基準) = D ÷ H × 100		10.53%	10.27%
<参考> Tier I 比率 = A ÷ H × 100		8.02%	8.08%

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率（国内基準）および単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行会社	Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	非累積型・固定変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」という。）
償還期限	定めなし（永久） ただし、平成29年7月以降の各配当支払日に、発行会社はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
発行総額	170億円（一口当たり発行価額1,000万円）
払込日	平成19年6月27日
配当	当初10年間は固定配当（但し、平成29年7月以降の配当計算期間については、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される。）
配当支払日	毎年1月15日及び7月15日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (i) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書（注1）を交付した場合 (ii) 当行が当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行配当最優先株式に関する配当を全く支払わない旨確定的に宣言した場合 (iii) 当該配当支払日が清算期間（注2）中に到来する場合 (iv) 当該配当支払日が監督期間（注3）中に到来する場合 (v) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付した場合 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	当行がある事業年度につき、当行の配当が最優先する優先株式の配当について減額または停止した場合には、当該事業年度終了後の7月および翌年の1月の配当支払日の本優先出資証券への配当も同じ割合で減額または停止される。（但し、中間配当については考慮しない。）
分配制限	本優先出資証券の配当は、以下に定める金額を限度とする。 (i) 発行会社が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日の分配可能額から下記 (a) 及び (b) を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して、当行のすべての種類の優先株式について支払う旨確定的に宣言された配当（中間配当（もしあれば）を除く。）の金額 (b) 同順位証券についてかかる事業年度末以降に宣言された配当及びその他の分配金の金額 (ii) 発行会社が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記 (i) の分配制限の額が、(x) 当該直前の7月の配当支払日に発行会社が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と (y) (当該1月の配当支払日の前日の時点において) 当該直前の7月の配当支払日以降上記 (i) の (b) に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当及びその他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
強制配当	当行がある事業年度につき、当行普通株式への配当を行った場合には、発行会社は当該事業年度終了後の7月および翌年1月の配当支払日に本優先出資証券に対し全額配当を行うことを要する。但し、配当停止条件の制限および適用される分配制限又は配当制限に服する。
残余財産分配優先権	一口当り1,000万円

(注) 1. 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に交付する証明書。支払不能状態とは、(x) 当行が破産法上の「支払不能」にあたるか、又はその負債が当行の資産を超えるか、若しくは対応する利息支払日に本劣後ローン契約の条項に基づいて支払が停止されなければ支払われるべき本劣後ローンの利息の支払を行うことにより超える場合、又は (y) 金融庁又は日本の金融監督を統轄するその他の行政機関が、適用ある法律との関連でかつそれに基づき、当行が支払不能状態である旨判断し、それに基づいて当行に関して法的措置をとった場合をいう。

2. 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間をいう。清算事由とは、(a) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合（会社法（その承継する法令を含む。）に基づく当行の特別清算手続を含む。）又は (b) 日本の管轄裁判所が (x) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは (y) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止と内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

3. 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間をいう。監督事由とは、当行が内閣総理大臣に対し、(i) 金融商品取引法により提出することが要求される有価証券報告書若しくは四半期報告書、又は (ii) 同法に基づく提出の必要がなくなった場合には、銀行法により提出することが要求される業務報告書又は中間業務報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

定量情報：告示第31条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

定量情報：自己資本の構成

自己資本の構成については、36頁『連結ベース 5 自己資本の充実の状況 連結自己資本比率』に記載しております。なお、当行グループは告示第27条（マーケット・リスク相当額不算入の特例）を適用しているため、準補完的項目を算入していません。

定量情報：各種リスクに対する所要自己資本の額

1. 信用リスクのリスク・アセット及び所要自己資本の額

(1) 資産（オン・バランス）項目

	平成24年9月末		平成25年9月末		<参考> リスク・ウェイト (%)
	信用リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%	信用リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%	
現金	—	—	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	15	0	17	0	0~100
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	612	24	606	24	20~100
国際開発銀行向け	10	0	11	0	0~100
地方公共団体金融機構向け	2,686	107	4,414	176	10~20
我が国の政府関係機関向け	21,021	840	24,037	961	10~20
地方三公社向け	1,307	52	724	28	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	69,271	2,770	53,672	2,146	20~250
法人等向け	1,821,234	72,849	1,997,818	79,912	20~100
中小企業等向け及び個人向け [注1]	1,049,175	41,967	1,105,240	44,209	75
抵当権付住宅ローン	159,485	6,379	171,338	6,853	35
不動産取得等事業向け	433,714	17,348	418,750	16,750	100
三月以上延滞等 [注2]	30,335	1,213	23,783	951	50~150
取立未済手形	369	14	3	0	20
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	15,243	609	14,655	586	0~10
出資等	106,539	4,261	124,179	4,967	100~1250
上記以外	189,071	7,562	174,007	6,960	100~250
証券化（オリジネーターの場合）	14,834	593	2,813	112	20~1250
（うち再証券化）	—	—	—	—	40~1250
証券化（オリジネーター以外の場合）	6,611	264	7,177	287	20~1250
（うち再証券化）	—	—	—	—	40~1250
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド） のうち個々の資産の把握が困難な資産	693	27	19	0	—
計	3,922,231	156,889	4,123,272	164,930	

(注) 1. 「中小企業等向け及び個人向け」は、告示第68条を適用しリスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーについて記載しております。

2. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーについて記載しております。

(2) オフ・バランス項目

(単位：百万円)

	平成24年9月末		平成25年9月末		＜参考＞ 掛目 (%)
	信用リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%	信用リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%	
任意の時期に無条件で取消可能 又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—	0
原契約期間が1年以下のコミットメント	1,497	59	2,172	86	20
短期の貿易関連偶発債務	532	21	549	21	20
特定の取引に係る偶発債務 (うち 経過措置を適用する元本補てん信託契約)	382	15	378	15	50
	(—)	(—)	(—)	(—)	50
N I F 又は R U F	—	—	—	—	50
原契約期間が1年超のコミットメント	8,822	352	8,653	346	50
信用供与に直接的に代替する偶発債務	26,581	1,063	24,739	989	100
(うち 借入金 の 保証)	(19,526)	(781)	(17,436)	(697)	100
(うち 有価証券 の 保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
(うち 手形 引 受)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
(うち 経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
(うち クレジット・デリバティブのプロテクション提供)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除後】	2,844	113	2,844	113	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除前】	3,092	123	3,092	123	100
控 除 額 (△)	247	9	247	9	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	1,771	70	2,164	86	100
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	2,348	93	1,143	45	100
派生商品取引及び長期決済期間取引	11,352	454	7,034	281	—
カレント・エクスポージャー方式	11,352	454	7,034	281	—
派 生 商 品 取 引	11,352	454	7,034	281	—
外 為 関 連 取 引	10,235	409	6,001	240	—
金 利 関 連 取 引	1,117	44	1,032	41	—
金 関 連 取 引	—	—	—	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—	—
貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—
標 準 方 式	—	—	—	—	—
期 待 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 取 引	—	—	—	—	—
未 決 済 取 引	—	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—	0~100
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—	100
計	56,133	2,245	49,680	1,987	

(注) 参考に記載した「掛目」は、オフ・バランス取引の与信相当額を算出するにあたり、簿価または想定元本額に乗じる値であります。

2. オペレーショナル・リスクのリスク相当額及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年9月末			平成25年9月末		
	オペレーショナル・リスク相当額	オペレーショナル・リスク相当額に係るリスク・アセット	所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額	オペレーショナル・リスク相当額に係るリスク・アセット	所要自己資本の額
	A	B=A÷8%	B×4%	A	B=A÷8%	B×4%
基礎的手法採用分	—	—	—	—	—	—
粗利益配分手法採用分	18,029	225,363	9,014	17,845	223,064	8,922
先進的計測手法採用分	—	—	—	—	—	—
計	18,029	225,363	9,014	17,845	223,064	8,922

3. 総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成24年9月末		平成25年9月末	
	リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%	リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%
信用リスク	3,978,365	159,134	4,172,953	166,918
資産（オン・バランス）項目	3,922,231	156,889	4,123,272	164,930
オフ・バランス取引項目	56,133	2,245	49,680	1,987
オペレーショナル・リスク	225,363	9,014	223,064	8,922
計	4,203,728	168,149	4,396,017	175,840

定量情報：信用リスクに関する事項

1. 信用リスク全般（証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクにかかるエクスポージャーの内訳

信用リスクにかかるエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く）の残高（地域別、業種別、残存期間別）は、以下のとおりであります。

なお、期中平均残高は、中間期末残高と当期のリスク・ポジションが大幅に乖離していないため記載しておりません。

①地域別内訳

■ 平成24年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計	三月以上延滞等
	貸出金	債券	その他	デリバティブ取引	その他		
国内	5,417,038	1,221,337	642,273	19,528	387,581	7,687,758	28,552
国外	—	208,519	—	—	—	208,519	—
計	5,417,038	1,429,857	642,273	19,528	387,581	7,896,278	28,552

■ 平成25年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計	三月以上延滞等
	貸出金	債券	その他	デリバティブ取引	その他		
国内	5,656,459	1,246,791	635,995	15,558	380,739	7,935,544	20,878
国外	—	242,138	—	—	—	242,138	—
計	5,656,459	1,488,930	635,995	15,558	380,739	8,177,683	20,878

(注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、中間連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。

2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

3. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。

②業種別内訳

■ 平成24年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他		
業種区分のあるもの	5,417,038	1,429,857	254,512	19,528	373,845	7,494,782	28,552
製 造 業	316,630	1,385	20,967	2,198	3,588	344,769	1,925
農 業、 林 業	2,537	—	2	10	44	2,594	2
漁 業	3,951	—	0	—	1	3,953	23
鉱業、採石業、砂利採取業	4,529	60	150	—	—	4,739	2
建 設 業	236,737	663	3,024	71	3,118	243,614	1,860
電気・ガス・熱供給・水道業	91,218	—	6,184	—	—	97,402	0
情 報 通 信 業	78,071	—	3,060	—	390	81,521	29
運 輸 業、 郵 便 業	133,688	339	5,627	336	2,716	142,709	57
卸 売 業、 小 売 業	600,466	1,398	7,389	7,286	3,733	620,275	3,125
金 融 業、 保 険 業	148,426	246,630	162,223	9,015	34,865	601,162	258
不動産業、物品賃貸業	1,079,199	1,424	7,489	258	5,410	1,093,782	4,470
その他各種サービス業	664,465	1,262	5,241	89	5,021	676,081	4,714
国・地方公共団体等	410,641	1,173,814	2,878	—	281,645	1,868,979	—
そ の 他	1,646,473	2,879	30,270	262	33,307	1,713,194	12,081
業種区分のないもの	—	—	387,760	—	13,735	401,496	—
計	5,417,038	1,429,857	642,273	19,528	387,581	7,896,278	28,552

■ 平成25年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他		
業種区分のあるもの	5,656,459	1,488,930	261,673	15,558	368,197	7,790,818	20,462
製 造 業	321,789	930	21,807	820	4,072	349,419	855
農 業、 林 業	8,848	—	1	1	50	8,901	7
漁 業	7,038	—	8	—	343	7,390	23
鉱業、採石業、砂利採取業	4,734	—	152	—	—	4,886	298
建 設 業	224,440	647	3,217	7	3,755	232,067	1,004
電気・ガス・熱供給・水道業	99,267	—	6,240	—	249	105,757	0
情 報 通 信 業	80,020	90	2,985	0	277	83,372	315
運 輸 業、 郵 便 業	130,455	395	5,961	787	2,064	139,663	21
卸 売 業、 小 売 業	558,137	1,228	7,558	3,092	3,097	573,114	2,004
金 融 業、 保 険 業	195,249	249,370	167,619	9,202	19,883	641,326	190
不動産業、物品賃貸業	1,142,354	838	7,180	270	5,310	1,155,953	2,813
その他各種サービス業	696,725	1,110	4,577	34	5,911	708,359	3,557
国・地方公共団体等	418,807	1,231,876	2,267	—	298,713	1,951,665	—
そ の 他	1,768,592	2,444	32,093	1,340	24,467	1,828,938	9,369
業種区分のないもの	—	—	374,321	—	12,542	386,864	415
計	5,656,459	1,488,930	635,995	15,558	380,739	8,177,683	20,878

- (注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、中間連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。
 2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。
 3. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。
 4. 「資産（オン・バランス）項目」の「その他」については、株式等を業種別に区分し、それ以外を業種区分のないものとしております。

③残存期間別

■ 平成24年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他	
1 年 以 下	1,125,145	170,111	—	3,908	333,697	1,632,862
1 年 超 3 年 以 下	984,199	387,970	—	6,144	7,669	1,385,983
3 年 超 5 年 以 下	783,803	440,493	—	3,186	6,922	1,234,406
5 年 超 7 年 以 下	490,037	283,290	—	3,729	1,150	778,208
7 年 超 10 年 以 下	673,772	126,430	—	1,972	8,002	810,178
10 年 超	1,241,792	18,813	—	587	14,017	1,275,210
期間の定めのないもの	118,287	2,747	642,273	—	16,121	779,429
計	5,417,038	1,429,857	642,273	19,528	387,581	7,896,278

■ 平成25年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他	
1 年 以 下	1,153,779	193,813	—	3,782	336,179	1,687,554
1 年 超 3 年 以 下	1,022,003	492,575	—	4,968	8,261	1,527,808
3 年 超 5 年 以 下	777,174	309,264	—	3,569	294	1,090,303
5 年 超 7 年 以 下	545,396	338,327	—	558	220	884,502
7 年 超 10 年 以 下	691,844	154,006	—	2,355	6,484	854,690
10 年 超	1,342,209	—	—	324	14,083	1,356,617
期間の定めのないもの	124,051	943	635,995	—	15,216	776,206
計	5,656,459	1,488,930	635,995	15,558	380,739	8,177,683

(注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、中間連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。
 2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

(2) 貸倒引当金の内訳

① 貸倒引当金の期中増減

■ 平成24年9月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成24年9月末
一般貸倒引当金	23,208	△ 1,014	22,194
個別貸倒引当金	16,965	△ 559	16,406
特定海外債権引当勘定	—	—	—
貸倒引当金計	40,174	△ 1,573	38,600

■ 平成25年9月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成25年9月末
一般貸倒引当金	20,681	498	21,179
個別貸倒引当金	18,274	△ 1,320	16,953
特定海外債権引当勘定	—	—	—
貸倒引当金計	38,955	△ 821	38,133

(注) 1. 一般貸倒引当金には、証券化エクスポージャーに対する引当金も含まれております。
2. 一般貸倒引当金について、地域別・業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

② 個別貸倒引当金の地域別内訳

■ 平成24年9月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成24年9月末
国内	16,965	△ 559	16,406
国外	—	—	—
個別貸倒引当金計	16,965	△ 559	16,406

■ 平成25年9月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成25年9月末
国内	18,274	△ 1,320	16,953
国外	—	—	—
個別貸倒引当金計	18,274	△ 1,320	16,953

③個別貸倒引当金の業種別内訳

■平成24年9月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成24年9月末
製 造 業	1,780	122	1,902
農 業、 林 業	5	△ 0	5
漁 業	1	34	36
鉱業、採石業、砂利採取業	3	5	8
建 設 業	1,519	108	1,627
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情 報 通 信 業	78	△ 12	65
運 輸 業、 郵 便 業	302	△ 15	286
卸 売 業、 小 売 業	3,221	△ 303	2,917
金 融 業、 保 険 業	61	△ 23	37
不動産業、物品賃貸業	5,232	△ 55	5,177
その他各種サービス業	3,489	△ 222	3,267
国・地方公共団体等	—	—	—
そ の 他	1,268	△ 196	1,072
個別貸倒引当金 計	16,965	△ 559	16,406

■平成25年9月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成25年9月末
製 造 業	1,263	△ 90	1,172
農 業、 林 業	9	9	18
漁 業	37	△ 0	36
鉱業、採石業、砂利採取業	5	1	6
建 設 業	2,036	△ 1,335	700
電気・ガス・熱供給・水道業	2	△ 2	0
情 報 通 信 業	88	65	153
運 輸 業、 郵 便 業	274	△ 12	261
卸 売 業、 小 売 業	3,507	117	3,624
金 融 業、 保 険 業	31	△ 0	31
不動産業、物品賃貸業	5,826	△ 386	5,440
その他各種サービス業	4,013	248	4,261
国・地方公共団体等	—	—	—
そ の 他	1,179	65	1,245
個別貸倒引当金 計	18,274	△ 1,320	16,953

(3) 貸出金償却の業種別内訳

(単位：百万円)

	平成24年9月期	平成25年9月期
製 造 業	123	22
農 業、 林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	236	112
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	—
卸 売 業、 小 売 業	866	374
金 融 業、 保 険 業	—	8
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	316	126
そ の 他 各 種 サ ー ビ ス 業	284	101
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—
そ の 他	845	917
貸 出 金 償 却 計	2,673	1,663

(4) 信用リスク削減手法の効果勘案後のエクスポージャーの内訳

(単位：百万円)

		平成24年9月末			平成25年9月末		
		格付あり [注1]	格付なし	計	格付あり [注1]	格付なし	計
リスク・ウェイト 区分別	0%	115,972	2,222,425	2,338,397	143,577	2,218,131	2,361,709
	10%	—	376,078	376,078	—	394,883	394,883
	20%	364,894	29,430	394,324	321,942	18,161	340,104
	35%	—	455,622	455,622	—	489,497	489,497
	50%	225,718	3,336	229,055	335,938	2,541	338,480
	75%	—	1,386,511	1,386,511	—	1,455,393	1,455,393
	100%	58,400	2,441,343	2,499,743	46,529	2,555,066	2,601,596
	150%	—	17,773	17,773	—	13,802	13,802
	上記以外	—	—	—	—	—	—
	— [注2]	—	11,077	11,077	—	8,162	8,162
資本控除した額 [注3]		—	—	—	—	—	—
計		764,985	6,943,599	7,708,585	847,988	7,155,641	8,003,629

(注) 1. 「格付あり」とは、以下に掲げるものであります。

(1) 原債務者または保証人について適格格付機関による格付が付与されているもの。

(2) 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち、その金融機関等が設立された国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。

(3) 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」のうち、その公共部門が所在する国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。

2. リスク・ウェイト区分別「一」は、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産であります。

3. 「資本控除した額」とは、告示第31条第1項第3号及び第6号（告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額であります。

(5) 信用リスク削減手法による効果

当行グループは信用リスク・アセットの算出にあたり、信用リスク削減手法を適用しております。

信用リスク削減手法のうち、「適格金融資産担保」及び「保証」により効果が勘案された額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成24年9月末	平成25年9月末
適 格 金 融 資 産 担 保	103,120	89,120
現 金 及 び 自 行 預 金	81,779	61,418
金	—	—
債 券	12,985	12,837
株 式	8,355	14,864
投 資 信 託	—	—
保 証	365,932	374,217

(注) 保証には、信用保証協会保証付エクスポージャーは含まれておりません。

2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額

■ 平成24年9月末

(単位：百万円)

	与信相当額 〔信用リスク削減手法 の効果勘案前〕 A	担保による 信用リスク削減手法 の効果 B	与信相当額 〔信用リスク削減手法 の効果勘案後〕 A-B
カレント・エクスポージャー方式	18,618	—	18,618
派 生 商 品 取 引	18,618	—	18,618
外 為 関 連 取 引	14,740	—	14,740
金 利 関 連 取 引	3,877	—	3,877
金 関 連 取 引	—	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—
標 準 方 式	—	—	—
期 待 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 方 式	—	—	—
計	18,618	—	18,618

■ 平成25年9月末

(単位：百万円)

	与信相当額 〔信用リスク削減手法 の効果勘案前〕 A	担保による 信用リスク削減手法 の効果 B	与信相当額 〔信用リスク削減手法 の効果勘案後〕 A-B
カレント・エクスポージャー方式	15,555	—	15,555
派 生 商 品 取 引	15,555	—	15,555
外 為 関 連 取 引	11,894	—	11,894
金 利 関 連 取 引	3,660	—	3,660
金 関 連 取 引	—	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—
標 準 方 式	—	—	—
期 待 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 方 式	—	—	—
計	15,555	—	15,555

- (注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式により算出しております。
 2. 与信相当額 = 時価評価により算出した再構築コスト（ただし零を下回らないもの）
 + グロスのアドオン（想定元本額に、取引種類・残存期間に応じて定められた掛目を乗じたもの）
 なお、再構築コストは平成24年9月末7,091百万円、平成25年9月末4,188百万円であります。
 3. 告示第79条の規定により、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引については、与信相当額の算出対象から除外しております。

(2) 信用リスク削減手法として用いた担保の種類別内訳 該当ありません。

(3) クレジット・デリバティブ取引の想定元本額

- ① 与信相当額の算出対象となったクレジット・デリバティブ取引
該当ありません。
- ② 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いたクレジット・デリバティブ取引
該当ありません。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行グループがオリジネーター及び投資家である証券化エクスポージャーに関する事項は以下のとおりです。なお、再証券化取引に該当するエクスポージャーはございません。

(1) 当行グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

①原資産の内訳

(単位：百万円)

	平成24年9月末			平成24年9月期
	原資産の額		原資産を構成する エクスポージャーのうち 三月以上延滞	原資産を構成する エクスポージャーの 当期損失額
	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引		
住宅ローン債権	22,509	—	0	—
計	22,509	—	0	—

(単位：百万円)

	平成25年9月末			平成25年9月期
	原資産の額		原資産を構成する エクスポージャーのうち 三月以上延滞	原資産を構成する エクスポージャーの 当期損失額
	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引		
住宅ローン債権	4,546	—	—	—
計	4,546	—	—	—

②保有する証券化エクスポージャーの原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成24年9月末		平成25年9月末	
	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定 により資本控除した額	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定 により資本控除した額
住宅ローン債権	14,519	—	3,261	—
計	14,519	—	3,261	—

(注) オン・バランス取引を記載しています。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

③保有する証券化エクスポージャーの残高及び所要自己資本の額のリスク・ウェイト区分別内訳

(単位：百万円)

	リスク・ウェイト 区分別	平成24年9月末		平成25年9月末	
		エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%	エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%
リスク・ウェイト 区分別	0%	—	—	—	—
	20%	—	—	—	—
	50%	—	—	—	—
	100%	—	—	—	—
	その他	14,519	593	3,261	112
資本控除した額		—	—	—	—
計		14,519	593	3,261	112

(注) 1. 信用リスク・アセットの算出にあたっては、告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用しているため、リスク・ウェイト区分に分けて記載せず「その他」としております。

2. オン・バランス取引を記載しています。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

④証券化取引に伴い増加した自己資本相当額の原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成24年9月末	平成25年9月末
住宅ローン債権	675	70
計	675	70

⑤早期償還条項付の証券化エクスポージャー
該当ありません。

⑥当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。

⑦証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の原資産別内訳
該当ありません。

⑧告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット
当行グループがオリジネーターとして保有する証券化エクスポージャーについて、告示附則第15条の適用により算出された信用リスク・アセット額は平成24年9月末14,834百万円、平成25年9月末2,813百万円であります。

(2) 当行グループが投資家である証券化エクスポージャー

①保有する証券化エクスポージャーの原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成24年9月末		平成25年9月末	
	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定により資本控除した額	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定により資本控除した額
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
顧客手形債権	532	—	546	—
事業者向け貸出	—	—	—	—
商業用不動産	6,756	251	7,320	251
アパートローン債権	—	—	—	—
消費者ローン債権	—	—	—	—
キャッシング債権	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	7,289	251	7,867	251

(注) オン・バランス取引を記載しています。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの残高及び所要自己資本の額のリスク・ウェイト区分別内訳

(単位：百万円)

	リスク・ウェイト 区分別	平成24年9月末		平成25年9月末	
		エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%	エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%
リスク・ウェイト 区分別	0%	—	—	—	—
	20%	532	4	546	4
	50%	—	—	—	—
	100%	6,505	260	7,068	282
	その他	—	—	—	—
資本控除した額		251	—	251	—
計		7,289	264	7,867	287

(注) オン・バランス取引を記載しています。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

③告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット
該当ありません。

定量情報：銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 中間連結貸借対照表計上額、時価

(単位：百万円)

	平成24年9月末		平成25年9月末	
	中間連結貸借対照表計上額	時 価	中間連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー	71,461	71,461	90,998	90,998
株 式	71,461	71,461	90,998	90,998
(うち子会社・関連会社株式)	(—)	(—)	(—)	(—)
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
上記に該当しない株式等エクスポージャー	16,179		16,030	
株 式	16,179		16,030	
(うち子会社・関連会社株式)	(772)		(527)	
金 銭 の 信 託	—		—	
フ ァ ン ド	35,331		50,029	
計	122,972		157,058	

(注)「上場株式等エクスポージャー」は、市場価格等による時価のあるものであります。

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	平成24年9月期	平成25年9月期
売却に伴う損益	△ 368	979
償却に伴う損益	△ 8,721	△ 60
計	△ 9,090	919

3. 評価損益

(1) 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益

■ 平成24年9月末

(単位：百万円)

	取得価額 A	中間連結貸借対照表 計上額 B=C	時 価 C	評価差額 C-A
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	72,097	71,461	71,461	△ 635
計	72,097	71,461	71,461	△ 635

■ 平成25年9月末

(単位：百万円)

	取得価額 A	中間連結貸借対照表 計上額 B=C	時 価 C	評価差額 C-A
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	64,998	90,998	90,998	26,000
計	64,998	90,998	90,998	26,000

(2) 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益

該当ありません。

定量情報：金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクについて、当行グループが内部管理上使用している金利リスク量（金利ショックに対する経済価値の増減額）は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成24年9月末		平成25年9月末	
	当行	長崎銀行	当行	長崎銀行
金利ショックに対する経済価値の増減額	18,542	1,403	18,944	1,585
うち 円	12,404	1,403	10,464	1,585
うち 米ドル	6,124	—	7,242	—

- (注) 1. 上表の金利リスク量は、信頼区間99%、保有期間6か月、観測期間5年のVaRを用いて計測しております。
 2. 当行の金利リスクは、コア預金内部モデルを用いて計測しております。
 3. 当行及び長崎銀行について計測しております。その他の連結子会社は、金利リスクが僅少であるため計測対象外としております。